

【様式3】

【意見有の場合】

鞍手町地域公共交通網形成計画（案）に対する
パブリック・コメントの実施結果について

1. 意見の募集概要

意見の募集期間	平成31年2月19日 ～ 平成31年3月20日 平成31年4月22日 ～ 令和元年5月13日
意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場、中央公民館、福祉センター）へのポスター掲示及び同施設での閲覧
意見の提出方法	ホームページ、郵便、FAX、持参

2. 意見内容とその対応

パブリック・コメントの結果、概ね、鞍手町地域公共網形成計画の趣旨に沿った意見であったことから、記載内容の修正、文言の追加等は行わず原案のとおりといたします。

項目	件数	区分			
		A	B	C	D
1. 計画の概要					
1-1 計画の目的と位置付及び策定フロー					
1-2 計画策定のための実態調査と既存調査					
1-3 地域が目指す将来像					
1-4 計画対象区域					
1-5 計画期間					
2. 地域特性・移動特性					
3. 鞍手町の公共交通の現状と移動ニーズ					
3-1 これまでの経緯と施策					
3-2 利用状況と移動ニーズ					
4. 鞍手町の地域公共交通における課題					
5. 鞍手町の公共交通の基本方針					
5-1 目指す都市像と公共交通の整合					
5-2 公共交通の基本方針					
6. 計画の目標と目標を達成するための事業					
6-1 計画の目標					
6-2 数値目標の設定					
7. 鞍手町の新たな公共交通ネットワーク					
7-1 公共交通ネットワークの将来イメージ					
7-2 各公共交通機関の役割					
8. 目標を達成するための施策	1			1	
9. 事業達成に向けて					
9-1 事業の実施期間と実施主体					
9-2 目標達成に向けたマネジメントの進め方					

9-3 マネジメント推進体制					
合 計					

【区分の説明】

A…意見を計画等に反映するもの

B…意見が既に反映されているもの

C…意見を今後の参考とさせていただくもの

D…意見を反映する見込みのないもの

3. 提出されたご意見及び町の考え方

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
3	8. 目標を達成するための施策 23頁から26頁	<p>1. 少子高齢化と車社会となり、交通弱者は通院や日常生活用品の買い物には公共交通が必要です。</p> <p>町内に西鉄バス2路線、すまいるバス3路線、もやいタクシー2路線があります。西鉄バスとすまいるバスが重複して運行されている区間もあります。すまいるバスは1日平均利用客数の少ない路線もあり、運行効率が良くないようです。</p> <p>上木月地区は、周辺にスーパーやコンビニもなく、もやいタクシーの運行のみで利用登録者が一時間前に往、復共に予約が必要で不便とされています。</p> <p>2. マイクロバスの運行で各地域を巡り、利便性を高め、地区の意見を聞いて運行日と回数時間を決めて、日常生活の支援と住みよい町造りに供するよう検討し見直してください。</p>	<p>いただいたご意見について、本計画では、それぞれ次のように課題を把握、対策を考えております。</p> <p>すまいるバスの運行効率については、本計画に示す路線の再編により、これまで西鉄バスやすまいるバスの各路線が重複運行していた運行経路や運行時刻を見直し、運行効率の改善を図ります。</p> <p>もやいタクシーは本計画においては、現状よりも広い地域に拡充していくこととしています。もやいタクシーは、バスの運行に比べ、平日、土日祝日にかかわらず1日に10便、1時間に1便運行しています。加えて、タクシー車両による運行により、住宅街や路地にもバス停を設けることが可能で、町内の各地域内の様々な利用者のニーズに合わせた運行が可能な利便性の高い公共交通になります。</p> <p>また、もやいタクシーの利用方法についても、今後ともより良い改善策を検討していき、利用者の皆さまが使いやすい環境づくりを進めてまいります。</p> <p>上記を含めた本計画に挙げている目標や施策は、現状の鞍手町の状況を踏まえ示されたものとなっておりますが、いただいた意見においても今後の見直し等の参考にさせていただきます。</p>	C

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分